

# Press Release

平成 17 年 3 月 23 日  
日本公認会計士協会  
日本税理士会連合会  
日本商工会議所  
企業会計基準委員会  
(順不同)

## 「中小企業の会計」の統合に向けた検討委員会」の設置について

### 1. 設置について

#### (1) 経緯

中小企業の資金調達が多様化、取引の円滑化のための信用調査など中小企業の正確な計算書類の作成と開示が求められている中で、商法の改正により平成 14 年 4 月からインターネットによる計算書類の公開が認められ中小会社の会計のあり方が問われた。その結果、関係団体から下記の報告書が公表された。

- ① 中小企業庁「中小企業の会計に関する研究会報告書」(平成 14 年 6 月公表、平成 15 年 11 月改訂)
- ② 日本税理士会連合会「中小会社会計基準」(平成 14 年 12 月)
- ③ 日本公認会計士協会「中小会社の会計のあり方に関する研究報告」(平成 15 年 6 月)

#### (2) 目的

今通常国会に提出された「会社法案」の中で、会計に関する専門的識見を有する者が、取締役・執行役と共同して計算書類を作成する会計参与制度の新設が予定されている。そのため、会計専門職である会計参与が抛るべき会計に資することを目的として、上記 3 つの報告書の統合化の作業を行う。

### 2. 設置主体

中小企業の会計実務に関与している民間団体である日本公認会計士協会、日本税理士会連合会、日本商工会議所及び会計基準設定主体である企業会計基準委員会は共同で、3 月 22 日に「「中小企業の会計」の統合に向けた検討委員会」を設置した。メンバーは、関係団体代表者に加え、学識経験者が委員として審議に参加し、関係省庁である中小企業庁、金融庁、法務省がオブザーバーとして参加する。

### 3. 統合化に当たっての確認事項

標記委員会では、統合化に当たって以下の事項を確認している。

- (1) 会計参与が拠るべき会計の指針の統合化の作業であり、中小企業会計基準の設定作業ではないこと
- (2) 統合化された指針に明記されない特定の会計上の問題で重要性がある場合には一般に公正妥当と認められる企業会計の基準を参考にしつつ処理を行うこと
- (3) 会計参与を設置しない会社（監査証明を受ける会社を除く。）においても、統合化された指針の適用が期待されること
- (4) 統合化された指針は、各団体所定の手続を経た上で、各団体が公表した報告書に取って代わること
- (5) 統合化作業は、草案を公開し広く意見を求めた上で、本年6月公表を目途に行うこと

以 上

# 中小企業の会計に関する指針 (平成21年版)

平成17年8月1日  
改正 平成18年4月25日  
改正 平成19年4月27日  
改正 平成20年5月1日  
最終改正 平成21年4月17日  
日本公認会計士協会  
日本税理士会連合会  
日本商工会議所  
企業会計基準委員会

## 【総論】

目的(1-3)

対象(4-5)

本指針の作成に当たっての方針(6-7)

本指針の記載範囲及び適用に当たっての留意事項(8-9)

## 【各論】

金銭債権(10-16)

貸倒損失・貸倒引当金(17-18)

有価証券(19-24)

棚卸資産(25-29)

経過勘定等(30-32)

固定資産(33-38)

繰延資産(39-43)

金銭債務(44-47)

引当金(48-51)

退職給付債務・退職給付引当金(52-57)

税金費用・税金債務(58-60)

税効果会計(61-66)

純資産(67-71)

収益・費用の計上(72-74)

リース取引(74-2-74-4)

外貨建取引等(75-79)

組織再編の会計(企業結合会計及び事業分離会計)(80-81)

個別注記表(82-85)

決算公告と貸借対照表及び損益計算書並びに株主資本等変動計算書の例示(86-89)

## 【総論】

### 目的

#### 要 点

- 株式会社は、会社法により、計算書類の作成が義務付けられている。
- 中小企業の会計に関する指針（以下「本指針」という。）は、中小企業が、計算書類の作成に当たり、拠ることが望ましい会計処理や注記等を示すものである。
- このため、中小企業は、本指針に拠り計算書類を作成することが推奨される。とりわけ、会計参与設置会社が計算書類を作成する際には、本指針に拠ることが適当である。
- このような目的に照らし、本指針は、一定の水準を保ったものとする。

#### 1. 中小企業の会計—計算書類の作成義務

株式会社及び持分会社の会計の原則は、会社法第431条及び第614条において一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従うものとする」とされているとともに、会社計算規則の定めるところにより、適時に正確な会計帳簿の作成と計算書類（株式会社にあつては、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）の作成が義務付けられている。この一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行のひとつとして、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準（以下「会計基準」という。）がある。会計基準においては、中小企業の特性を考慮した簡便的な方法が設けられている場合もあり、また、会計実務では、具体的な規定が会計基準において定められていないような場合など、一定の状況下では、法人税法で定める処理が参照されている。

#### 2. 本指針作成の経緯

旧商法では、計算書類の作成に関して、総則の商業帳簿の規定と、株式会社の計算の規定に定められているほかは、第32条第2項において「公正ナル会計慣行ヲ斟酌スベシ」とされていたものの、中小企業が適用することができる「公正ナル会計慣行」とは何かは十分には明確になっていないと指摘されていた。そこで、中小企業が、資金調達先の多様化や取引先の拡大等も見据えて、会計の質の向上を図る取組みを促進するため、平成14年6月に中小企業庁が、「中小企業の会計に関する研究会報告書」を発表した。また、これに呼応して、平成14年12月に日本税理士会連合会が「中小会社会計基準」を、平成15年6月に日本公認会計士協会が「中小会社の会計のあり方に関する研究報告」をそれぞれまとめ、その普及を図ってきた。本指針は、これら3つの報告を統合するものとして、平成17年8月

に公表されたものである。

その後、平成18年4月に、会社法、会社法施行規則及び会社計算規則の制定に伴い本指針の見直しを行った。

### 3. 本指針の目的

本指針は、中小企業が、計算書類の作成に当たり、抛ることが望ましい会計処理や注記等を示すものである。このため、中小企業は、本指針に抛り計算書類を作成することが推奨される。

また、会社法において、取締役と共同して計算書類の作成を行う「会計参与制度」が導入された。本指針は、とりわけ会計参与が取締役と共同して計算書類を作成するに当たって抛ることが適当な会計のあり方を示すものである。このような目的に照らし、本指針は、一定の水準を保ったものとする。

もっとも、会計参与を設置した会社が、本指針に抛らずに、会計基準に基づき計算書類を作成することを妨げるものではない。

## 対 象

### 要 点

- ▶ 本指針の適用対象は、以下を除く株式会社とする。
  - (1) 金融商品取引法の適用を受ける会社並びにその子会社及び関連会社
  - (2) 会計監査人を設置する会社及びその子会社
- ▶ 特例有限会社、合名会社、合資会社又は合同会社についても、本指針に抛ることが推奨される。

### 4. 本指針の適用対象とする株式会社

本指針の適用対象は、以下を除く株式会社とする。

- (1) 金融商品取引法の適用を受ける会社並びにその子会社及び関連会社
- (2) 会計監査人を設置する会社（大会社以外で任意で会計監査人を設置する株式会社を含む。）及びその子会社

これらの株式会社は、公認会計士又は監査法人の監査を受けるため、会計基準に基づき計算書類（財務諸表）を作成することから、本指針の適用対象外とする。

### 5. 特例有限会社、合名会社、合資会社又は合同会社

特例有限会社、合名会社、合資会社又は合同会社についても、計算書類を作成するに当たり、本指針に抛ることが推奨される。

本指針では、本指針の適用対象となる会社を中小企業という。

## 本指針の作成に当たっての方針

### 要 点

- 企業の規模に関係なく、取引の経済実態が同じなら会計処理も同じになるべきである。しかし、専ら中小企業のための規範として活用するため、コスト・ベネフィットの観点から、会計処理の簡便化や法人税法で規定する処理の適用が、一定の場合には認められる。
- 会計情報に期待される役割として経営管理に資する意義も大きいことから、会計情報を適時・正確に作成することが重要である。

### 6. 会計基準とその限定的な適用

中小企業に限らず企業の提供する会計情報には、本来投資家の意思決定を支援する役割や、利害関係者の利害調整に資する役割を果たすことが期待されている。

投資家と直接的な取引が少ない中小企業でも、資金調達先の多様化や取引先の拡大等に伴って、これらの役割が会計情報に求められることに変わりはない。その場合には、取引の経済実態が同じなら会計処理も同じになるよう、企業の規模に関係なく会計基準が適用されるべきである。本指針は、基本的に、このような考え方に基づいている。

しかしながら、投資家をはじめ会計情報の利用者が限られる中小企業において、投資の意思決定に対する役立ちを重視する会計基準を一律に強制適用することが、コスト・ベネフィットの観点から必ずしも適切とは言えない場合がある。そこでは、配当制限や課税所得計算など、利害調整の役立ちに、より大きな役割が求められる。また、中小企業においては、経営者自らが企業の経営実態を正確に把握し、適切な経営管理に資することの意義も、会計情報に期待される役割として大きいと考えられる。本指針では、その点も考慮して、中小企業が拠ることが望ましい会計処理や注記等を示している。

### 7. 法人税法で定める処理を会計処理として適用できる場合

法人税法で定める処理を会計処理として適用できるのは、以下の場合である。

- (1) 会計基準がなく、かつ、法人税法で定める処理に拠った結果が、経済実態をおおむね適正に表していると認められる場合
- (2) 会計基準は存在するものの、法人税法で定める処理に拠った場合と重要な差異がないと見込まれる場合

## 本指針の記載範囲及び適用に当たっての留意事項

### 要 点

- 本指針はすべての項目について網羅するのではなく、主に中小企業において必要と考えられるものについて重点的に言及している。
- 本指針で記載されていない点については、「本指針の作成に当たっての方針」の考え方に基づくことが求められる。

### 8. 本指針の記載範囲

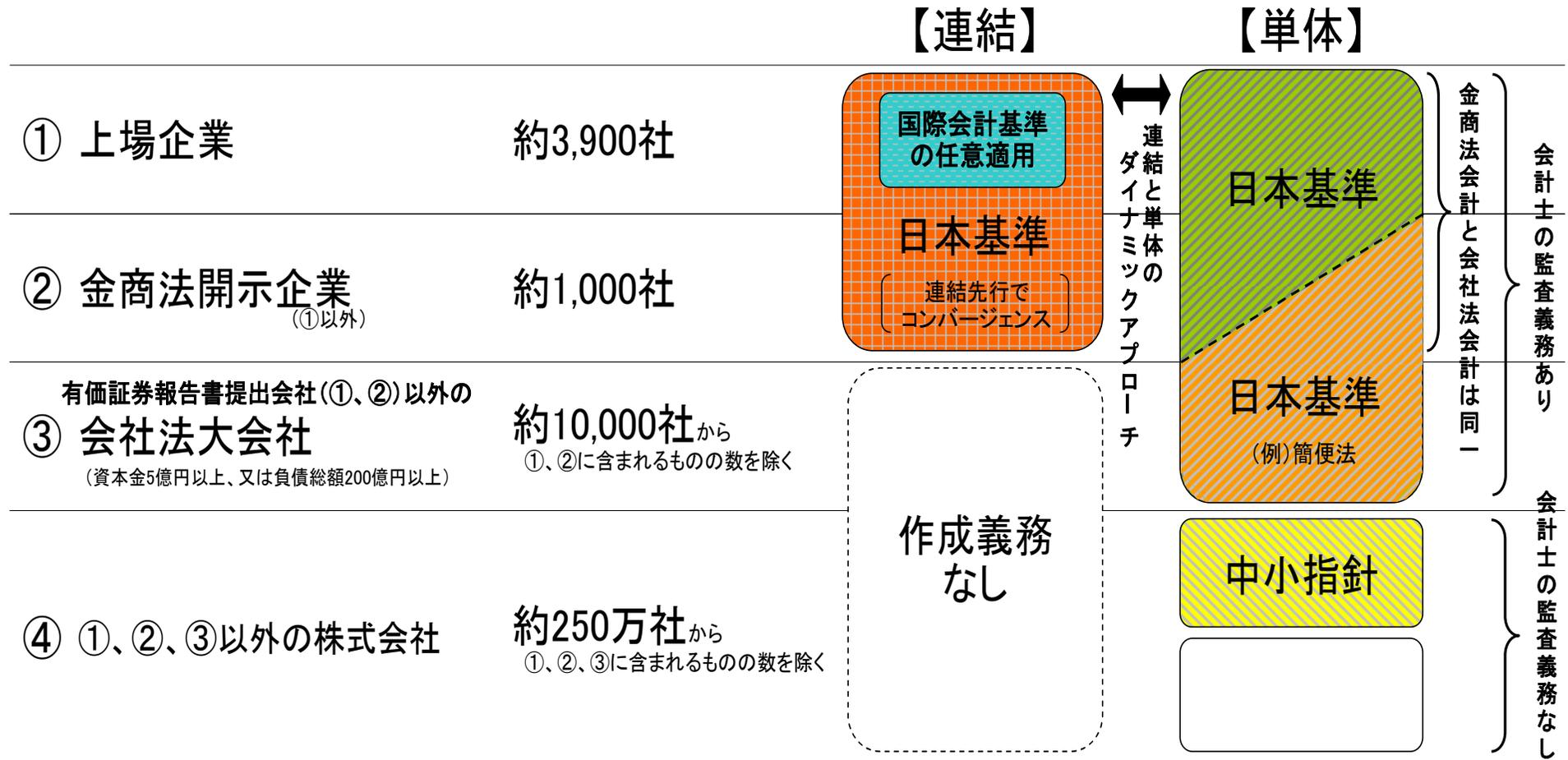
中小企業が計算書類を作成するに当たり抛ることが望ましい会計処理を網羅的に示すことは、およそ不可能である。そのため、本指針では、特に中小企業において必要と考えられるものについて、重点的に言及している。

したがって、実際の適用に際し、本指針に記載のない項目の会計処理を行うに当たっては、「本指針の作成に当たっての方針」に示された考え方に基づくことが求められる。

### 9. 本指針の適用に当たっての留意事項

本指針では、項目ごとに「要点」が枠書きで示されているが、これは本文で記載されている事項の要約を簡便に記述したものである。したがって、実際の適用に際しては、「要点」の記述のみならず、本文で示されている事項も参考にすることが求められる。

# 我が国企業のカテゴリー



平成22年2月25日  
日本商工会議所  
日本税理士会連合会  
日本公認会計士協会  
日本経済団体連合会  
企業会計基準委員会

## **非上場会社の会計基準に関する懇談会の設置について**

この度、関係者のご協力により、「非上場会社の会計基準に関する懇談会(以下、本懇談会)」を設置することとなりましたので、メンバー及びオブザーバーのリストとともに公表いたします。

本懇談会は、本年1月22日付けでIFRS対応会議より、国際財務報告基準(IFRS)とのコンバージェンスに向けた作業等を通じて日本基準の国際化が進展する状況を踏まえ、非上場会社の会計基準のあり方について検討するため、関係者が一堂に会した懇談会を早急に設置すべきとの提言が示されたことを受けてのものです。

本懇談会では、今後、日本の会計基準の国際化を進めるにあたって、非上場会社への影響を回避又は最小限にとどめる必要があるなどの意見を踏まえ、非上場会社に適用される会計基準のあり方について幅広く検討することを予定しております。

本懇談会の第一回会合は、3月4日(木)を予定しております。

なお、本懇談会座長(仮称)には、安藤英義 専修大学教授(企業会計審議会会長、「中小企業の会計に関する指針」作成検討委員会委員長)が就任することが予定されております。また、「中小企業の会計に関する指針」作成検討委員会のメンバーを中心とした共同事務局(日本商工会議所、日本税理士会連合会、日本公認会計士協会、日本経済団体連合会、企業会計基準委員会等)を設ける予定であります。

### **<お問い合わせ先>**

日本商工会議所 <http://www.jcci.or.jp> 03-3283-7843(杉、加藤)  
日本税理士会連合会 <http://www.nichizeiren.or.jp> 03-5435-0931(石田)  
日本公認会計士協会 <http://www.jicpa.or.jp> 03-3515-1160(中野)  
日本経済団体連合会 <http://www.keidanren.or.jp/indexj.html> 03-6741-0132(小畑)  
企業会計基準委員会 <http://www.asb.or.jp> 03-5510-2737(新井、小賀坂)

## 「非上場会社の会計基準に関する懇談会」名簿

座長（予定）	安藤 英義	専修大学 商学部教授
副座長（予定）	島崎 憲明	住友商事株式会社 特別顧問
	宮城 勉	日本商工会議所 常務理事
	寺田 範雄	全国商工会連合会 専務理事
	逢見 直人	日本労働組合総連合会 副事務局長
	池田 隼啓	日本税理士会連合会 会長
	上西 左大信	日本税理士会連合会調査研究部 特命委員
	増田 宏一	日本公認会計士協会 会長
	小見山 満	日本公認会計士協会 常務理事
	久保田政一	日本経済団体連合会 専務理事
	佐藤 行弘	三菱電機株式会社 常任顧問
	神田 秀樹	東京大学大学院 法学政治学研究科教授
	品川 芳宣	早稲田大学大学院 会計研究科教授
	平松 一夫	関西学院大学 商学部教授
	西川 郁生	企業会計基準委員会 委員長
	新井 武広	企業会計基準委員会 常勤委員
(オブザーバー)		
	河合 芳光	法務省 民事局参事官
	三井 秀範	金融庁 企業開示課長
	平塚 敦之	経済産業省 経済産業政策局企業行動課企画官
	濱野 幸一	中小企業庁 財務課長
	松崎 裕之	東京証券取引所 上場部長

## 第1回非上場会社の会計基準に関する懇談会 議事概要

I. 日 時 平成22年3月4日(木) 8時00分～10時00分

II. 場 所 公益財団法人 財務会計基準機構 第5会議室

### III. 議事次第

- (1) 開会
- (2) 来賓によるご挨拶
- (3) 座長・副座長の選出
- (4) 懇談会設置の趣旨説明、懇談会の運営について
- (5) 非上場会社の会計基準のあり方に関する意見交換
- (6) 閉会

### V. 議事概要

- (1) 共同事務局のリーダーである企業会計基準委員会の新井常勤委員より、本懇談会は、IFRS 対応会議より、非上場会社のあり方を検討するために関係者が一堂に会した懇談会を早急に設置すべきとの提案を受けて開催されたとの経緯の説明がなされた。
- (2) 大塚金融担当内閣府副大臣、加藤法務副大臣、近藤経済産業大臣政務官から、各国の多様性に配慮し、日本経済の活性化や企業の活力強化につながる会計基準となるような議論を行っていただきたい旨のご挨拶があった。
- (3) 座長に専修大学の安藤教授が、副座長に IFRS 対応会議国際対応委員会委員長である住友商事株式会社特別顧問の島崎氏が選任された。
- (4) 安藤座長より懇談会設置の趣旨説明がなされた。また、共同事務局の設置や懇談会を非公開とする等の懇談会の運営ルールについて審議を行い、運営ルールが定められた。
- (5) 共同事務局のリーダーである企業会計基準委員会の新井常勤委員より、「本懇談会で検討する主な項目(案)」や今後の審議スケジュールの説明が行われ、その後、各メンバー及びオブザーバーにより、意見交換が行われた。

#### <「本懇談会で検討する主な項目(案)」の概要>

##### (1) 検討の対象とする会社の分類

###### [第一案]

- ① 金融商品取引法の対象となる非上場会社の財務諸表
- ② 金融商品取引法適用会社以外の会社法上の大会社の財務諸表(計算書類)
- ③ 会計参与設置会社等の財務諸表(計算書類)
- ④ その他の中小企業の財務諸表(計算書類)

###### [第二案]

[第一案]の③と④を一つの分類とする。

##### (2) 適用される会計基準又は指針

「(1)検討の対象とする会社の分類」の各々の分類ごとに検討。

##### (3) 各々の会計基準又は指針を作成する主体

## <主な発言の概要>

### (総論)

- ・利用者が金融機関・株主等に限定される非上場会社の会計基準は、経営に役立ち、作成負担が最小限のものであることが重要である。
- ・国際取引を行わない中小企業にとっては、会計基準の国際化は不要である。
- ・中小企業が会計基準を使用することによるメリットのある仕組みを考える必要がある。
- ・中小企業の会計基準は、企業経営上、自社の経理の実態を知る意味でも大事であるが、経理の実態を十分に把握することができていない現実もあるので、国の施策としての指導が必要である。
- ・日本企業の国際競争力強化の観点からも、会計制度の枠組みを国益的な観点から検討することが重要である。
- ・非上場会社の会計基準は、簡便なもので足りるのではなく、非上場会社の会計の質が向上する仕組みや、採り得る会計基準の幅を認める仕組みが組み込まれるべきである。
- ・労使間では、連結財務諸表より個別財務諸表のほうが重要である。従業員が自分の会社の財務諸表を見ることができる仕組みも必要である。
- ・国策として、中小企業が優れた会計基準を使用する動機付けを行い、日本の会計の質を高めていくことが、世界から尊敬されるステップである。
- ・中小企業にとって何が有用であるかを深く追求する必要がある。トップダウンはIFRSをまず知る必要があるが、ボトムアップは知らなくてもいい。IFRSありきのトップダウンではなく、ボトムアップの思考が重要である。
- ・中小企業の会計は、基本的に税務処理と一致又は十分に考慮する必要があり、確定決算主義を維持すべきである。また、会計処理に見積もりが要求される部分は、見直しが必要である。
- ・税務基準という会計基準はない。法人税法で損金算入が認められない退職給与引当金や賞与引当金が会計で不要ということにはならない。
- ・非上場企業が会計基準を使用するメリットについて、工夫できることがないか勉強したい。
- ・会計基準は、様々な企業社会の実情に合わせてルールを決めたものであり、グラデーションのついたもの全体で一つとして考えるべきではないか。
- ・会計とは何かという本質を深く追求し、今のトレンドがよいかを検討する必要がある。
- ・国際対応がより求められる連結の会計から、国内制度と密接なかかわりのある単体の会計の議論を切り分けた上で、税法、会社法、金融商品取引法の三分野のそれぞれの法目的を考えた制度設計、制度全体の整合性ということを踏まえることが必要である。

### (非上場会社の分類と適用する会計基準又は指針について)

- ・非上場会社の範囲は幅広いため、その特性・実態を踏まえて区分すべきである。会計

参与設置会社は独立して区分することが望ましく、第一案の4区分は実態に即している。

- ・税務と会計の一致が望ましいかどうかも議論する必要がある。また、現在の中小指針をベースとするのであれば、記載振りを検討する必要がある。
- ・中小企業は会計基準の国際化の議論から切り離して考えるべきである。
- ・第二案の3区分が理想だが、中小企業の会計指針の適用状況からすると、現実的には4区分にせざるを得ないであろう。
- ・非上場会社の分類の検討に当たっては、現在の大会社の判定の資本金基準は実態を表していない場合もあるので、従業員数、売上高、総資産も加味して行うべきである。
- ・上場会社の連結子会社については、上場会社に用いられる会計基準と整合性を図る必要がある。
- ・個別財務諸表は、日本のインフラ的な諸制度にビルトインされており、多数のステークホルダーが関連しているので、上場、非上場に関係なく個別財務諸表全体のあり方を幅広い関係者が一体となった場で検討していくことが必要。
- ・IFRSの適用とならないと考えられる、金融商品取引法の対象となる非上場会社の個別財務諸表も、検討の対象とすべきである。
- ・会計基準が多いと複雑化し、理解が困難になるので、この点に配慮する必要があり、仮に会計基準が複数になる場合、全体を通して共通の考え方を打ち出すことが望ましい。
- ・会計基準が複数になる場合、作成主体が違ふことは結構であるが、各作成主体の意見交換の場が必要であり、別々に作成しているのではなく、全体として大きく一つで、それぞれがグラデーションのようなものが良い。
- ・実務家の立場からは、会計基準が多数あると大変なので、3つ程度（IFRS、日本基準、中小指針）が限度である。
- ・「260万の実際に富を生み出す現場の企業」をより重視するのか、「実務家の利便性」を重視するのか、ご議論いただきたい。

（会計基準、指針を作成する主体について）

- ・中小企業の会計は、策定のみならず周知して広めることが必要である。
- ・中小企業の会計基準は、法律的な安定や信頼度の高さに鑑みると、中小企業庁が中心となって中小企業関係者等が総結集して作成する必要がある。
- ・中小指針については、従来の設定主体が引き続き対応し、会社法上の大会社については、非上場企業関係者の声を反映させることが大切である。
- ・非上場会計基準は頻繁に変えないことが重要であるが、メンテナンスが必要になるため、メンテナンスができるような仕組みや作成主体にしておく必要がある。

(6) 次回の懇談会は平成22年4月7日に開催される。

以上